

動物用医薬品である rBST がある (ただし rBST は肥育目的ではなく、乳量の増加を目的としたホルモンである)。

② facilitated discussion における議論

CAC(36) を利用して、ステップ 8 問題の根源的要因 (the root causes of standards held at step 8) に関する facilitated discussion が行われた。前半はオランダによる発表、後半は自由討議という形であった (詳細に関しては、次回の GP の仮議題にある CX/GP 14/28/4 を参照)。自由討議は個人的な意見という形で参加者から、①価値 (value)、②Science (科学)、③コンセンサス、④意思決定、⑤WTO との関連性、等に関して多様な意見が述べられた。価値に関しては、価値は主観的なものであり客観的な科学にベースを置くべきとする意見と、リスク管理者はリスク評価のみを根拠とすべきでなくすべての考慮事項を考慮すべきとする意見が述べられた。科学に関してはコーデックスは客観的で公正な科学に基づくべきで、規範的な部分は各国政府が担うべきという意見と、コーデックスの評価機関が提示した科学自体を問うことは表明してしかるべきとする意見があった。コンセンサスについては、食品添加物部会の注釈 161 について議論されたが、その必要性について全く見解が分かれた。また、コンセンサスは部会レベルで確保すべきで総会に上がったものも問題があれば部会に戻すべきとの意見もあった。

以上の総会における議論から、これまでと大きな議論の構造は変わっておらず、今後ステップ 8 問題がどう展開するのかについての明るい方向性は見えなかった。

(2) コーデックス部会運営の見直し

①背景と契機

コーデックス部会運営の見直しの議論の契機は第 36 回総会におけるスパイス部会の設立であった (松尾・齊藤 (2013))。

インドは、国際的に調和された基準の策定を検討するスパイスに関する部会の

設立の提案をした。その理由として、スパイスは国際的にも大量に消費されまた貿易量も多いものの、既存の部会では取り扱える部会がないこと等を挙げた。これに対して、多くの支持があり、インドを議長国とする新たな部会が設立されることとなった (新たに設置された部会は「スパイスおよび料理用ハーブ部会 (Committee for Spice and Culinary Herbs)」。日本は、この部会の設立そのものについては反対しないものの、新規部会の設立や新規の作業における手順 (例えば、作業内容、時間枠、優先順位) の明確化をする必要性についての指摘をした。ブラジルからも同様の指摘があり、既存の部会での対応を検討してはどうかとの指摘がなされた (例えば、加工果実・野菜部会 (CCPFV) など)。

②新規部会の設立に係る課題とその他の関連事項

新たな部会の設置については、コーデックスの Procedural Manual においても実は明確な規定がなされておらず、まずは特別部会 (マンドートと期限が限定されている部会) として検討をすることとされている。コーデックスとしてのリソースが限られている中、案件が生じるたびに恒久的な部会を設置することを認めると、この部会に限らず今後同様の要請がなされ、部会の氾濫にならないかという懸念もありえる。こうした懸念は第 68 回執行委員会でも指摘されている。

さらに、コーデックスが 50 周年を迎え、また過去行われたコーデックスの再評価から 10 年が経過しており、何らかの形で新規部会の設立にとどまらず、コーデックス内における作業手順や運営に関する見直しの必要性があるのかを一度提起する必要があると考えられた。

③CCGP における日本の討議文書 (CX/GP 14/28/10)

上記の経緯を踏まえ、日本が次回の第 28 回 CCGP (2014 年 4 月に開催予定) に向けて討議文書を準備した。

内容は、コーデックスの主要な目的は周知のとおり消費者の健康保護と公正な貿易の確保であるが、今総会（36回）で採択されたコーデックス戦略計画（2014-2019）でも指摘されている、コーデックスを取り巻く環境変化へ対応するコーデックスのあり方を踏まえ、コーデックスの作業のあり方についての検討の必要性の有無を問うものである。

作業の見直しの観点として、例えば、過去のコーデックス評価書の中で示された4つ（科学的助言の迅速化、発展途上国の参加拡大、加盟国にとっての有用性の向上、国内食品管理制度のキャパシティビルディング）に照らし合わせて検討する、あるいは、手順上の課題の検討（例えば上述の新規部会設立などに関連するより明確な規定の検討すること）が例として示された。

そして勧告として以下の2つのオプション、すなわち①現在のコーデックスにおける作業手順や作業手順書（Procedural Manual）において見直しの必要性があるか、②2002年の評価書の勧告の実施・実現状況のレビューをFAO/WHOないし独立した有識者により行う必要性があるのかについて検討をすべきと提示した。

2. 日本のコーデックス対応の課題・コーデックスの抱える課題

本年度は、日本のコーデックス対応の課題及びコーデックスの抱える課題についての検討を行うため、多様な主体を集めて議論するための国際シンポジウムを開催した。本シンポジウムは、本年度がちょうどコーデックスが50周年を迎えた年であるということも踏まえ、日本からの貢献という意味も含めて農林水産省の後援も得て、コーデックス50周年の記念イベントという位置づけで行った。シンポジウムは東京大学小柴ホールにて、「コーデックス委員会設立50周年国際シンポジウム『国際食品規格の役割と日本—グローバル社会における食品安全確保に向けて』」と題して行った（2013年9月24

日（火））。

シンポジウムの目的は、コーデックスのこれまでの活動を振り返り、食品安全を取り巻く今後の国際環境を展望することで、コーデックスとの関係のなかで、直面する課題を特定し、さらに、それらへの対応を検討することとした。当日は、産業界、消費者団体、一般消費者、学識経験者、学生等約160名の参加があった。コーデックスにおける国際食品規格の重要性について専門家や一般消費者も含めて広く議論を共有することが可能となった。

シンポジウムは、2部構成で行い、第1部では2名の講演者による基調講演により、コーデックスのこれまでの功績と今後の課題を展望するとともに、対応策、方向性の示唆、問題提起を行い、第2部では、第1部の議論を踏まえて日本からの話題提供とパネルディスカッションを行った（会議のプログラム、および当日の配布資料は別添資料1を参照）。

第1部では、コーデックス委員会の元議長であり、在任中、コーデックスでは初となる第三者評価を受けて、数々のコーデックスの制度改革に尽力されたステュアート・スローラック氏から「コーデックスの50年：成果とこれからの課題」と題する基調講演をいただいた（別添資料1-2）。この中で、コーデックスの組織概要、意思決定過程や、将来的な課題が論じられた。次にコーデックス事務局長、OIEの科学技術部長及び事務局次長を歴任し、現在WHOの食品安全・人畜共通感染症部長を務めている宮城島一明氏から、「コーデックス改革—10年を経て」と題する基調講演をいただいた（別添資料1-3、1-4）。コーデックスでは、10年前（2002年）にFAO/WHOにより委託されて独立専門家パネルによって第三者評価が実施された。同氏はその際に提示された42の勧告についての解説と、現在との関連性、実施状況の評価とともに、その後実現された改革や依然としてある課題について鋭く指摘した。

第2部では、朝倉農林水産省消費・安

全局農産安全管理課長から日本政府のコーデックス委員会へのこれまでの取り組みについて「農林水産省における Codex 委員会への取り組み」と題する話題提供を頂いた（別添資料 1-5）。具体的事例として汚染物質部会における対応を 10 年前と比較することで、いかにリスクアナリシスによる調査試験研究と人材育成が進んできたかという紹介がなされた。続くパネルディスカッションでは、上記基調講演者と話題提供者に加えて、コーデックス委員会副議長を務めた吉倉廣氏、一般財団法人食品産業センター 参与の門間裕氏、日本生活共同組合連合会の鬼武一夫氏がパネリストとして加わり、山口大学教授の豊福肇氏のモデレーターにより、議論が進められた。パネルディスカッションでは大きく二つのテーマを取り上げた。一つは、コーデックスの今後の課題についてであり、もう一つは日本のコーデックス対応の課題についてである。

①コーデックスの今後の課題については、以下の議論・指摘がなされた；(i)新たな課題への対応に関して：食品安全を取り巻く国際環境が変化していることから、食品安全の問題は、食品安全保障、環境問題、人口増加、投機目的の投資による食糧の価格変動等様々な問題との接点を持つようになってきている。今日の状況に照らし合わせてコーデックスとして対応すべき本質的な価値を問い直す必要がある。(ii)コーデックスにおける手順や作業について：透明性の確保、コンセンサス形成の重要性や、部会運営コストの検討の必要性がある。(iii)国際規格の位置づけのあり方についての検討：現在展開されている、地域協定（TPP や NAFTA 等）と国際規格との整合性や、加盟国間の整合への対応の検討の必要性がある。(iv)リスク評価のあり方：従来のリスクアナリシスの枠組みにおいて、リスクベネフィットの位置づけや手法の検討の必要性、複数物質の同時暴露への対応の検討の必要性、こうしたことを実践するためのデータや専門家の連携の必要性がある。二つ目の②日本のコーデックス対応の課題につい

ては以下の様々な意見が論じられた；(i)コーデックスにおけるポジションの確保：現在の日本のコーデックス対応は数十年前に比して格段に向上したが、更なる展開として、執行委員会などコーデックス内のポジションへ挑戦することも必要である。(ii)アジアの食文化・多様性の国際規格への反映：コーデックスの規格策定においてはやはり分類の仕方や定義のあり方において欧米諸国の影響が大きい。しかし食品は文化、気候、風土など多様なものであることから日本やアジアの視点を反映できるよう働きかける必要がある。(iii)人材育成について：日本ではリスクアナリシスが導入されて 10 年が経過し、10 年前に比すればかなり前進しているものの、依然としてこうした分野の専門家が十分でないことから行政においても、業界において人材育成が求められる。また、こうした能力に加えて、国際規格の策定における国力を高めるためにも多国間交渉における交渉力・戦術力の向上の必要性がある。(iv)国際調和に関して：国際的なハーモナイゼーションのためには国際と国内調整、食品安全にかかわる所管省庁も複数にまたがるので省庁間連携が非常に重要である。また、政府や国際機関との協働が可能となる仕組みづくりが必要との指摘があったのに対し、コーデックスへの意見反映は国内で行うのではなく、コーデックスにはオブザーバステータスがあるのでむしろ国際的な NGO や国際的な業界団体 INGO の中で打って出るべきとの議論があった。上記テーマの他にも、来場者から寄せられたコーデックスを含む国際的な食品安全に関連する質問に答えるなど、活発な議論が行われた。

なお、上記の成果については、コーデックスホームページの 50 周年に関する部分で、日本からの貢献（Contribution from Japan）という形で掲載し¹、また、共催し

¹開催報告 URL : [codex alimentarius ホームページ、http://www.codexalimentarius.org/50th-anniversary/](http://www.codexalimentarius.org/50th-anniversary/)

た東京大学政策ビジョン研究センターのホームページにおいても掲載し²、広く情報発信・周知にも努めた。

D. 考察

C. の 1. では様々な示唆が得られたが、何よりもコーデックスの意思決定に関するルール作りにかかわる事項の重要性を認識することが肝要である。1.1 の CCFA における個別イシューの分析では、ML の策定のように、科学的・テクニカルな個別規格策定の問題に加えて、食品分類をどう考えるか、あるいは注釈 161 のように国内の状況にどこまで配慮するのか・例外の扱いをどうするのか、という問題があった。このような意思決定にかかわるルール作りは翻って規格策定の進め方、実効性を左右するので重要である。つまり、個別の規格基準の策定ももちろん重要であるが、コーデックスは国際基準を策定し、それに基づいて国際調和に資するための場であることから、前者の事項以上に、ルール作り・意思決定の部分が重要であるということである。そういう意味で、1.2 で取り上げた問題にも関連する。総会、CCGP で議論となっている「ステップ 8 の問題」は、コーデックスの意思決定のあり方、コンセンサスのあり方、規格策定における「科学」と「その他の要素の位置づけ」、議長の資質、貿易インプリケーション等、様々な課題を突き付けている。日本は 10 年前に行われたコーデックス評価書を踏まえ、次回の CCGP でコーデックスにおける運営見直しが必要か否かを問う予定である。ここで議論されている論点は、コーデックスにおける意思決定のルール上、極めて重要なものであることから、今後とも議論の推移を注視するとともに、日本がどう貢献できるのか考えていく必要があるだろう。

C. の 2. におけるコーデックスの課題の検討と日本のコーデックス対応の課題

はシンポジウムの議論から、以下の点が導出できる。まず、コーデックスの課題については、コーデックスがコーデックスを取り巻く環境変化に応じてどう対応していくのが鍵であるといえる。その環境変化には、食品安全を取り巻く様々な環境変化（食品に適用される新たな科学技術の開発、そうした技術の安全性を考える上での手法の開発、リスクだけでなくベネフィットも考慮したリスクアナリシスのあり方、深刻化する環境問題、食品に関連する投機的な動き、貿易構造の変化等）、コーデックス自身の環境変化（参加主体の構成変化、途上国の発言力の増大等）、国際基準策定機関としてのコーデックスを取り巻く環境変化（地域規格や民間規格の台頭等）、などがある。こうした変化の持つ意味を的確に把握して、多国間交渉をまとめ上げていかに対応するかがコーデックスとしての正当性（legitimacy）や信頼性（credibility）を保ち続けられるかどうかを決定づける。そしてそれがまとめられるかどうかは、1. でも指摘されたルールメイキングや意思決定にかかわる、「決め方の決め方」に関する議論で、いかにコーデックスの規格の実効性を損なうことなく異なる利害を持つ多数の国家間で折り合いをつけるのかにかかっている。そして、日本の対応の課題としては、国際対応力の強化のための体制構築が求められる。この体制構築においては、人的な側面と組織・制度的側面がある。人的な面では、リスクアナリシスの枠組みに精通し、かつ、複雑な国家間の利害調整の中で日本の国益を反映する国際交渉を担える人材の養成が必要とされる。組織・制度的側面からは、日本が一つになって国際対応するには何よりも国内の省庁間調整が前提として重要であること、また国際交渉は前に行われた議論の積み重ねであるので、細かい議論の把握や人的ネットワークの継続性の確保が重要であり、そうしたことが担保される組織的な仕組みが制度化されることが肝要であることが指摘できる。

²東京大学政策ビジョン研究センターホームページ http://pari.u.tokyo.ac.jp/event/mp130924_rep.html

E. 結論

本研究では、3年を通じて、コーデックスの各個別部会における具体的な論点を整理するとともに、コーデックス全体にかかわる課題、日本のコーデックス対応のあり方に示唆を得ることを目的として活動を行った。

各個別部会の様々な個別イシューや、本年度の国際シンポジウムの開催による様々な主体による議論を踏まえることで、コーデックスが、D.の考察で論じたような様々な環境変化に直面していることが明らかになった。具体的には、食品安全を取り巻く様々な環境変化（食品に適用される新たな科学技術の開発、安全性を考えるための手法開発の必要性、リスクだけでなくベネフィットも考慮したリスクアナリシスのあり方、深刻化する環境問題、食品に関連する投機的な動き、貿易構造の変化等）、コーデックス自身の環境変化（参加主体の構成変化、途上国の発言力の増大）、国際基準策定機関としてのコーデックスを取り巻く環境変化（TPPに代表されるような地域規格や民間規格の台頭等）、などがある。こうした変化の課題を特定し、それへの対応においてコーデックスとしての正当性や信頼性を失うことなく、コンセンサス形成することがコーデックスの課題といえる。そしてその中で意思決定のルールに係る事項に関する動きに特に注意することが肝要である。多国間交渉では、異なる利害関係を持つ多数の交渉主体がいることから、全員の利害が完全に一致することはない。国際規格としての実効性を失うことなく、参加主体の納得のいくコンセンサスを形成するには極めてイノベーティブな対応が求められる。そして、日本はそのような変化の対応において、コーデックスに対して戦略的に向かい合える国際対応力の強化を人的な側面においても組織・制度的な側面においても行っていく必要がある。

こうした中、最終年度において、コーデックス 50 周年という機会をとらえ、過去の議長経験者や WHO の食品安全部長、

行政（厚生労働省や農林水産省）、日本におけるコーデックスの有識者、業界関係者等を一同に集めて、検討する場を設け、その結果を日本からの貢献という形でコーデックスや一般に還元することに本研究が寄与できたことは、非常に意義があった。

F. 健康危険情報

該当なし

G. 研究発表

松尾真紀子・齋藤恵子 (2013) 「FAO/WHO 合同食品規格計画 第36回コーデックス総会」『食品衛生研究』Vol.63, No.12, pp.39-54

平成 25 年度添付資料リスト

1. コーデックスイベント関係配布資料

1-1 コーデックス委員会設立 50 周年国際シンポジウム『国際食品規格の役割と日本—
グローバル社会における食品安全確保に向けて』趣旨・プログラム

1-2 基調講演 1 「コーデックスの 50 年：成果とこれからの課題」

スチュアート・スローラック氏

1-3 基調講演 2 「コーデックス改革 10 年を経て」

宮城島 一明氏

1-4 コーデックス評価書の 42 の勧告

1-5 パネル・話題提供「農林水産省における Codex 委員会への取組み」 農林水産省

2. 「国際食品規格策定のプロセス及びその課題に関する分析」(CCFA)

分担研究者 松尾 真紀子 研究協力者 速水 寛基

コーデックス委員会設立 50 周年国際シンポジウム
『国際食品規格の役割と日本—グローバル社会における食品安全確保に向けて』

—趣旨—

国連の FAO（国連食糧農業機関）及び WHO（世界保健機関）により設置された、国際食品規格の策定機関であるコーデックス委員会は、今年 50 周年を迎えました。本シンポジウムはこれを機に、コーデックス委員会のこれまでの活動を振り返り、その功績を確認するとともに、食品安全を取り巻く今後の国際環境を展望することで、我々がコーデックス委員会との関係のなかで、直面する課題を特定し、さらに、それらへの対応を検討することを目的とします。現在 TPP 交渉等で、国際的貿易やそこにおける国際基準への社会的関心が高まっておりますが、本シンポジウムは、コーデックスにおける国際食品規格の重要性について専門家だけでなく一般消費者も含めて広く議論を共有することも大きな目的です。

基調講演とパネルディスカッションには、当分野における大変著名な専門家をお招きできる運びとなりました。スローラック氏はコーデックスの元議長であり、在任中、コーデックスでは初となる第三者評価を受けて、数々のコーデックスの制度改革に尽力されました。また、宮城島氏は、コーデックス事務局長、OIE の科学技術部長及び事務局次長を歴任し、現在 WHO の食品安全・人畜共通感染症部長を務めており、この分野の実態における課題について深い経験と知見をお持ちです。基調講演では、この両専門家により、コーデックスのこれまでの功績と今後の課題を展望するとともに、対応策、方向性の示唆、問題提起をしていただきます。

続くパネルディスカッションでは、まず、これまで長年にわたってコーデックス委員会に日本政府代表団として参加されている朝倉農林水産省消費・安全局農産安全管理課長から、日本政府のコーデックス委員会へのこれまでの取組みについてご説明いただきます。そして、日本のコーデックス活動において様々な側面から尽力されております有識者をお迎えして、コーデックスの重要性を確認するとともに、日本がいかにコーデックスと戦略的に向き合っていけばよいのか、短期的、長期的な視野で議論を行います。

—開催概要—

【日時】：2013 年 9 月 24 日（火）13:00~16:00

【場所】：小柴ホール（東京大学キャンパス内）

【主催】東京大学 政策ビジョン研究センター、厚生労働科学研究費補助金 食品の食品安全確保推進研究事業「国際食品規格策定に係る効果的な検討プロセスの開発に関する研究」

【後援】農林水産省

【言語】：日本語・英語（同時通訳あり）

—プログラム—

全体司会進行：

松尾 真紀子（東京大学公共政策大学院・政策ビジョン研究センター特任研究員）

13:05~13:10 開会挨拶：

城山 英明（東京大学公共政策大学院副院長・政策ビジョン研究センターセンター長）

パート1. 基調講演

13:10~13:50 基調講演 1

スチュアート・スローラック（OIE APFSWG：動物食品安全性評価ワーキンググループ議長、コーデックス委員会元議長）

13:50~14:30 基調講演 2

宮城島 一明（WHO 食品安全・人畜共通感染症部長）

パート2. パネルディスカッション

14:35~15:00 話題提供：

朝倉 健司（農林水産省 消費・安全局 農産安全管理課長）

モデレーター：

豊福 肇（山口大学 共同獣医学部病態制御学講座 教授）

登壇者：

スチュアート・スローラック

宮城島 一明

吉倉 廣（元コーデックス委員会副議長）

朝倉 健司（農林水産省 消費・安全局 農産安全管理課長）

鬼武 一夫（日本生活共同組合連合会）

門間 裕（（一財）食品産業センター 参与）

15:55~16:00 閉会挨拶：

里村 一成（京都大学 医学研究科 健康政策・国際保健学 准教授）

◆ 基調講演者

スチュアート・スローラック (Stuart Slorach)

動物食品安全性評価ワーキンググループ議長、コーデックス委員会元議長

30年以上にわたりスウェーデン国立食品局 (National Food Administration, NFA) に勤める。入局後 1972 年から 1983 年まで毒性学の准教授、その後 1990 年まで教授と食品研究部門の部長職を兼任。1991 年から 2005 年までは局次長を歴任。2002 年から 2006 年まで、欧州食品安全機関 (EFSA) の運営議長を務めた。また、コーデックス委員会及び部会での活動に長年にわたり精力的に参加するとともに、2003 年から 2005 年には委員会議長を務めた。2004 年からは、OIE 動物生産食品安全の作業部会のメンバーとして活躍。2005 年から当作業部会の議長を務める。スウェーデン国立食品局退任後は、途上国及び移行国における食品安全を改善するための幾つかのプロジェクトに従事している。

宮城島 一明 (みやぎしま かずあき)

世界保健機関 (WHO) 本部 食品安全・人畜共通感染症部長

医学士・医学博士。1986 年から 1998 年まで厚生省 (現・厚生労働省) において、地域保健、母子保健、精神保健、医事・医学教育、国際協力等の分野の行政実務及び研究に携わる。このうち 1994 年から 1998 年まで、世界保健機関 (WHO) に派遣され、WHO 本部および国際連合食糧農業機関 (FAO) 本部において食品の国際衛生規格の策定など、食品保健に関する業務に従事するとともに、WHO と世界貿易機関 (WTO) との連絡調整を担当した。1998 年から 2003 年まで京都大学大学院医学研究科助教授 (公衆衛生および健康政策)。2000 年には遺伝子組み換え食品の安全性審査に関する国際基準を策定する作業部会の座長を務めた。2002 年から 2003 年まで農林物資規格調査会専門委員および薬事・食品衛生審議会臨時委員。2003 年 10 月に FAO/WHO の合同事業であるコーデックス委員会の事務局長に就任し、手続きの可視化や総会の毎年開催など一連の改革に取り組む。2009 年 8 月に国際獣疫事務局 (OIE) 科学技術部長に転じ、2010 年 1 月から事務次長兼任。2013 年 3 月より世界保健機関 (WHO) 本部の食品安全・人畜共通感染症部長として現在に至る。

◆ 話題提供

朝倉 健司 (あさくら けんじ)

農林水産省消費・安全局 農産安全管理課長

1983 年から 1991 年まで農林水産省において、農薬行政に携わる。このうち、1983 年から 1987 年に農薬検査所において、農薬登録の審査や残留農薬の分析業務に従事する。1991 年から 1993 年に農林水産省近畿農政局に配属される。1993 年から 1996 年まで、在スペイン日本国大使館の一等書記官として、スペイン産オレンジ・レモンの解禁交渉や日本産水産物の禁輸問題等に携わる。1996 年から 2000 年まで農林水産省農林水産技術会議事務局において、イネ・ゲノムの大規模塩基配列解読の研究プロジェクトの企画立案や農業試験研

究機関の統合・独立行政法人化に携わる。2000年から2003年の農林水産省農産園芸局及び2003年から現在まで同省消費・安全局（食品安全危機管理官及び農産安全管理課長）において、農作物の重金属汚染の問題に携わる。2007年からは、農薬及び肥料の登録行政、農作物の安全行政、遺伝子組換え体の環境安全行政を担当する。2001年以降、コーデックスの食品汚染物質部会、残留農薬部会を中心に政府代表として会議に参加する。

◆ モデレーター

豊福 肇（とよふく はじめ）

山口大学共同獣医学部病態制御学講座 教授

1985年、北海道大学獣医学部修了後、厚生省（現・厚生労働省）入省。入省後、神奈川県衛生部食品衛生課、厚生省生活衛生局乳肉衛生課主査・獣医衛生係長、成田空港検疫所衛生専門官、国立公衆衛生院衛生獣医学部主任研究官、厚生省生活衛生局乳肉衛生課輸出水産食品査察官、厚生省生活衛生局乳肉衛生課課長補佐を歴任（1998年USFDA、FSIS 人事院短期留学）。1999年から世界保健機構(WHO)食品安全部、JEMRA 事務局。帰国後（2004年）、国立医薬品食品衛生研究所・安全情報部主任研究官、国立保健医療科学院研修企画部第二室長（組織改正により2011年より）国際協力研究部上席主任研究官を経て、2013年4月より現職。2009年より内閣府食品安全委員会微生物・ウイルス専門委員を務める。また、1997年より、コーデックスの食品衛生部会、魚類・水産製品部会に、日本代表及びWHO代表として出席。

◆ パネリスト

吉倉 廣（よしくら ひろし）

元コーデックス委員会副議長

1963年に東京大学医学部を卒業後、国立予防衛生研究所（病理部門）入所。1969年から1971年までラジウム研究所にてIARCフェローを務めた後、東京大学医科学研究所制癌部門助手、同研究所細胞遺伝助教授を経た後（1976-1981）、1998年まで東京大学医学部の教授となり微生物学を専門に教鞭を振るうとともに、1989年から1992年まで国立予防衛生研究所腸内ウイルス部門の部長を併任した。1998年から1999年まで国立感染症研究所にて副所長を務め、1999年から2001年まで国立国際医療研究センター研究所長、そして2004年まで国立感染症研究所の所長を歴任した後、現職に至る。2000～2003、2005～2008年にはコーデックスのバイオテクノロジー応用食品特別部会の議長を務め、また2003年から1期にわたりコーデックス委員会の副議長として活躍した。また、1990年代前半から現在にわたり、経済協力開発機構（OECD）のバイオテクノロジー委員会において委員を務めている。

門間 裕（かどま ひろし）

一般財団法人食品産業センター参与、公益財団法人すこやか食生活協会専務理事
1975年京都府立大学農学部卒業、同年農林省入省、財団法人食品産業センター企画調査部長、社団法人日本アグリビジネスセンター常務理事を経て、現職、食品の表示に関する共同会議委員(発足～2008)、コーデックス連絡協議会委員(発足～現在)を歴任。

鬼武 一夫 (おにたけ かずお)

日本生活協同組合連合会 安全政策推進部 部長

1982年4月より日本生活協同組合連合会 事業運営室検査係、品質保証本部、組織推進部安全政策推進室 室長等を経て現職。政府機関などの審議会/検討会委員としては、食品安全委員会の調査・研究企画調整会議、企画等専門調査会、農林水産省の農業資材審議会・飼料分科会、リスク管理検討会、レギュラトリーサイエンス新技術開発事業審査委員会、厚生労働省/農林水産省のコーデックス連絡協議会、厚生労働省の薬事・食品衛生審議会 薬事分科会 動物用医薬品等部会の委員等を務める。その他、NPO 法人くらしとバイオプラザ 21 理事、財) 食品産業センター食品産業コーデックス対策委員会の委員。また、茨城大学農学部、明治大学農学部、東京大学大学院・農学生命科学研究科等で教鞭を振るう。



城山 英明 (しろやま ひであき)

東京大学公共政策大学院副院長・政策ビジョン研究センター長

1989年東京大学法学部卒、同大学大学院法学政治学研究科講師、助教授を経て、2006年より東京大学大学院法学政治学研究科教授。

専門は行政学で、科学技術と公共政策の交錯、政策形成過程、国際行政に関心を持つ。

里村 一成 (さとむら かずなり)

京都大学医学研究科 健康政策・国際保健学 准教授 1980年京都大学医学部卒業・医学博士。

医学部卒業後外科医として臨床に携わった後公衆衛生学助教をへて 2003年より現職。食品テロ、コーデックス等について関心を持つ。現在、厚生労働科学研究費補助金 食品の安全確保推進研究事業「国際食品規格策定に係る効果的な検討プロセスの開発に関する研究」(H23-食品-一般-013)の研究代表を務める。

松尾 真紀子 (まつお まきこ)

東京大学公共政策大学院及び、東京大学政策ビジョン研究センター特任研究員。

東京大学大学院新領域創成科学研究科環境学専攻国際環境協力コース修士(国際協力学)修了。主な著書は、Matsuo et al (2011), "Global Governance," in Sustainability Science: A multidisciplinary approach Vol.1 edited by Komiyama. H. et al., UNU Publications, 2011、松尾 (2008)「食品の安全性をめぐる国際合意のダイナミズム：遺伝子組換え食品の

事例」城山英明編『政治空間の変容と政策革新 第6巻：科学技術ポリティクス』東京大学出版会ほか。コーデックスのバイオテクノロジー応用食品特別部会（第6回）、食品輸出入検査・認証制度部会（第19回及び第20回）、一般原則部会（第27回）、総会（第36回）にテクニカルアドバイザーとして参加。

Codex 50 years: Achievements and Future Challenges

Dr Stuart A. Storch

Chairperson, Codex Alimentarius Commission 2003-2005
Chairman, OIE Animal Production Food Safety Working Group 2005 -

コーデックスの50年: 成果とこれからの課題

Dr Stuart A. Storch

コーデックス委員会 議長 (2003-2005)
OIE 動物生産食品安全ワーキンググループ 議長 (2005-)

※以下は仮訳となります。正しくは原文のスライドをご参照ください

Please note

The views expressed in this presentation are my own and not necessarily those of the Swedish National Food Agency, FAO, WHO, OIE or any other organisation that I have been associated with.

おことわり

本プレゼンテーションにおける見解は、私個人のものであり、スウェーデン食糧庁、FAO、WHO、OIEなど私に関係するあらゆる機関を代表するものではありません。

In the beginning.....

The first session of the Joint FAO/WHO Codex Alimentarius Commission (CAC) was held in Rome in 1963 and had 120 participants.

It was attended by representatives of 30 countries and observers from 16 international organisations.

Japan was then an observer and became a Member in 1966.

The other countries represented were from Europe plus Argentina, Australia, Canada, Dominican Republic, India, Israel, New Zealand, Pakistan, South Africa, Thailand and the U.S. A.

5

はじめに・・・

FAOとWHO合同の、コーデックス委員会(CAC)による会合は、1963年ローマにて初めて行われ、120名が参加。

会合には、30の国の代表、及び16の国際機関のオブザーバーが出席。

日本は当時はオブザーバーとして参加し、1966年にメンバーとなった。

代表として参加した国は、ヨーロッパ諸国に加え、アルゼンチン、オーストラリア、カナダ、ドミニカ、インド、イスラエル、ニュージーランド、パキスタン、南アフリカ、タイ、アメリカであった。

6

Codex objectives

The CAC is an inter-governmental standard-setting body. Its main work is the development of international food standards, guidelines and codes of practice to

- **protect the health of consumers**
- **ensure fair practices in the food trade.**

The CAC also promotes the coordination of all food standards work undertaken by inter-governmental and international non-governmental organizations.

Standards, guidelines and codes of practice adopted by the CAC are published in the **Codex Alimentarius**.

7

コーデックスの目的

コーデックス委員会は、規格策定のための政府間機関である。その主な働きとして、国際的な食品の規格・ガイドライン・実施規範の策定を行っており、その目的は

- 消費者の健康の保護
- 食品の公正な貿易の確保

であるとされる。

また、コーデックス委員会は、政府間および国際非政府組織によって策定された全ての食品規格の調整も進めている。

コーデックス委員会によって承認された食品規格・ガイドライン・実施規範は「コーデックス規格 (Codex Alimentarius) として公開される。

8

World Trade Organization (WTO) and its Agreements

The World Trade Organization was established in 1995. Two WTO Agreements have had a profound effect on Codex work since then:

- the Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures ("**SPS Agreement**")
- the Agreement on Technical Barriers to Trade ("**TBT Agreement**")

9

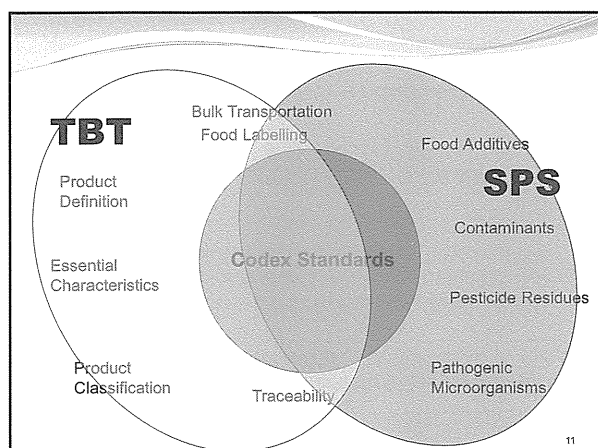
世界貿易機関(WTO)と協定

世界貿易機関(WTO)は、1995年に成立した。

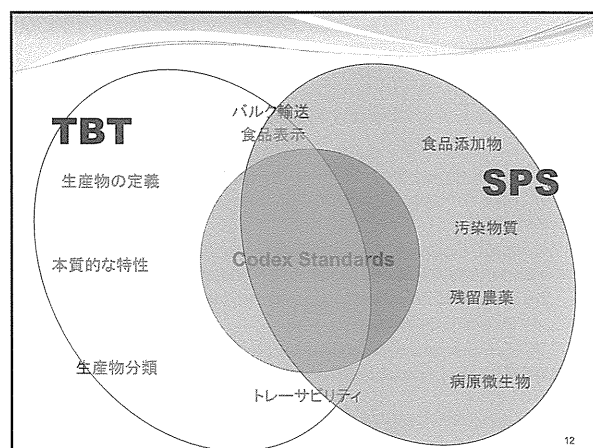
それ以来、2つのWTO協定がコーデックスの活動に大きな影響を与えるようになった。

- 衛生植物検疫措置の適用に関する協定 (**SPS協定**)
- 貿易に対する技術的障害に関する協定 (**TBT協定**)

10



11



12

SPS Agreement requirements

The **SPS Agreement** requires WTO Members to

- base their sanitary and phytosanitary measures on international standards, guidelines and recommendations, where they exist.
- play a full part in the work of the relevant international organisations, in particular **Codex**, OIE and IPPC

For **food safety**, the Agreement specifically recognizes the standards, guidelines and recommendations developed by the **CAC**.

For **animal health and zoonoses**, it specifically recognizes the standards, guidelines and recommendations developed by the **OIE**.

13

SPS協定により課される要件

SPS協定によって、WTO加盟国は

- 国際規格・ガイドライン・勧告に基づいて国内の衛生植物検疫措置を設定すること
- コーデックス、OIE、IPPCをはじめとする関係国際機関における業務において、最大限の貢献を果たすことを課される。

SPS協定について、食品の安全に関しては、コーデックス委員会による規格・ガイドライン・勧告が適用される。動物の健康・人畜共通感染症に関しては、OIEによる規格・ガイドライン・勧告が適用される。

14

TBT Agreement requirements

TBT Agreement requires WTO Members to base their technical regulations, standards and conformity assessment procedures on relevant international standards.

Although Codex is not specifically identified as a relevant standard-setting body, it has been recognised as such in the few WTO disputes regarding food labelling and composition issues.

WTO Members should also participate in the work of appropriate international standardizing bodies.

15

TBT協定により課される要件

TBT協定によって、WTO加盟国は、技術的な規制・基準・適合性評価手続きを、関連の国際基準に基づかせることを課される。

コーデックスは、明確に関連の規格設定機関とされているわけではないものの、いくつかの食品表示や食品成分にかかわるWTO紛争ではそのようにも捉えられてきた。

加えて、WTO加盟国は、適切な国際規格設定機関の活動に参加すべきであるとされている。

16

Scientific basis for Codex standards

Codex standards are based on science and take into account other legitimate factors, where relevant

Scientific advice is provided mainly by independent scientific expert groups convened by FAO/WHO

Joint FAO/WHO Expert Committee on Food Additives (JECFA) - additives, chemical contaminants, veterinary drug residues and natural toxins.

Joint FAO/WHO Meeting on Pesticide Residues (JMPR) - pesticide residues

Joint FAO/WHO Expert Meetings on Microbiological Risk Assessment (JEMRA) - microbiological hazards

Joint FAO/WHO Expert Meetings on Nutrition (JEMNU)

Other Joint FAO/WHO expert consultations, etc

17

コーデックス規格のための科学的根拠

コーデックス規格は、科学的根拠に基づいており、必要に応じて他の正当な要因も考慮されている。

科学的な助言は、主としてFAO、WHOにより召集された独立の科学専門家グループによって行われている。

- FAO/WHO合同食品添加物専門家委員会 (JECFA) - 食品添加物、化学汚染物質、残留動物用医薬品、および残留農薬

- FAO/WHO合同残留農薬専門家会合 (JMPR) - 残留農薬

- FAO/WHO微生物学的リスク評価専門家会合 (JEMRA) - 微生物による危険性

- 栄養に関する FAO/WHO の合同専門家会合 (JEMNU)

- その他のFAO・WHO合同専門家会議など

18

Risk analysis in Codex

During the 1990s there was a series of FAO/WHO Expert Consultations on the application of risk analysis to food safety issues. These provided the basis of Codex work on food safety risk analysis

CAC has adopted

- *Working Principles for risk analysis for application in the framework of the Codex Alimentarius*

- *Working Principles for risk analysis for food safety for application by governments*

19

コーデックスにおけるリスクアナリシス

1990年代、食品安全に関するリスクアナリシスの適用について、一連のFAO・WHO専門家会議が行われた。これによって、食品安全のリスクアナリシスに関するコーデックスでの作業の基礎が構築され、コーデックス委員会は以下の作業原則を採用した。

- コーデックス規格のフレームワークにおけるリスク分析の適用のための作業原則

- 政府による食品安全のリスクアナリシスの適用のための作業原則

20

Development of Codex standards

- Codex secretariat arranges for preparation of proposed draft standard, which is then developed through a 5/8 step procedure
- Codex Committees and *ad hoc* Intergovernmental Task Forces prepare draft standards for submission to the CAC for adoption
- Circulation to governments and other interested parties for comments. High level of transparency: documents on open website. Over 150 NGOs in observer status.
- Standards are adopted by the CAC and then added to the **Codex Alimentarius**
- **CAC** strives to adopt standards by **consensus**

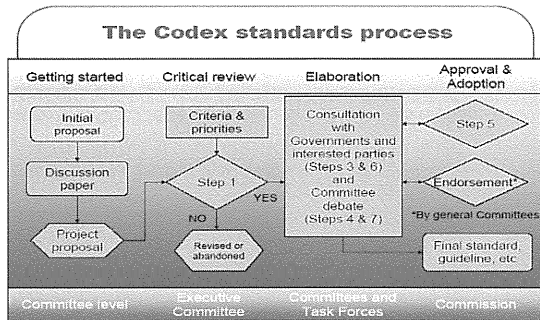
21

コーデックス規格の策定過程

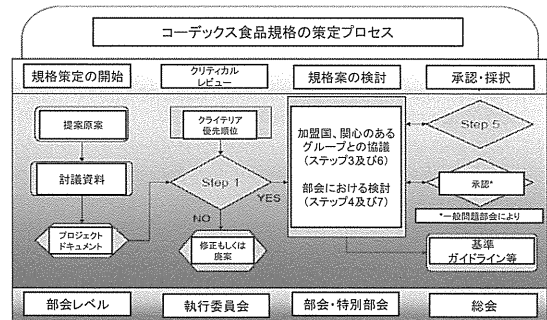
- コーデックス事務局は、提案された規格原案についての準備を行う。その後、案はステップ5/8手続きによって展開される。
- コーデックス各部会および特別部会が、コーデックス委員会への規格案の提出の準備を行う。
- 政府や他の関連団体に対して、意見を求める回付が行われる。高いレベルの透明性:資料はウェブサイトで公開。150以上の非政府組織がオブザーバーとしての資格を持つ。
- 規格はコーデックス総会により採択され、その後コーデックス規格に加えらる。
- コーデックス委員会はコンセンサスによる規格の採択を旨としている。

22

Establishing Codex standards



コーデックス食品規格の策定



Codex Organizational Chart

CODEX ALIMENTARIUS COMMISSION			
Executive Committee		Secretariat	
General Subject Committees	Commodity Committees	ad hoc Intergovernmental Task Forces	
General Principles (France)	active	dissolved	
Methods of Analysis and Sampling (Hungary)	Sugars (Colombia)	Processed Fruits and Vegetables (USA)	
Food Additives (China)	Pesticide Residues (China)	Fish and Fishery Products (Norway)	Fresh Fruit and Vegetables (Mexico)
Residues of Veterinary Drugs in Foods (USA)	Residues of Veterinary Drugs in Foods (USA)	Fats and Oils (Malaysia)	Spices and Culinary Herbs (India)
Food Hygiene (USA)	Food Labeling (Canada)	adjoined	
Food Import and Export Inspection and Certification Systems (Australia)	Nutrition and Foods for Special Dietary Uses (Germany)	Milk and Milk Products (New Zealand)	Meat Hygiene (New Zealand)
		Cereals, Pulses and Legumes (USA)	Vegetable Proteins (Canada)
		Natural Mineral Waters (Switzerland)	Cocoa Products and Chocolate (Switzerland)
		Regional Coordinating Committees	
		Africa (Cameroon)	Latin America and the Caribbean (Costa Rica)
		Asia (Japan)	North America and the Southwest Pacific (Papua New Guinea)
		Europe (Netherlands)	Near East (Lebanon)

コーデックス組織図

コーデックス委員会			
執行委員会		事務局	
一般問題部会	個別食品部会	特別部会	
一般原則(フランス)	分析・サンプリング法(ハンガリー)	現在設置なし	
食品添加物(中国)	残留農薬(中国)	魚類(コロンビア)	加工菓実・野菜(米国)
食品汚染物質(オランダ)	食品残留農薬(中国)	魚類・水産製品(ノルウェー)	生鮮果実・野菜(メキシコ)
食品衛生(米国)	食品表示(カナダ)	油類(マレーシア)	スパイス・料理用ハーブ(インド)
食品輸出入検査・認証制度(豪州)	栄養・特殊用途食品(ドイツ)	休会中	
		乳・乳製品(ニュージーランド)	食肉衛生(ニュージーランド)
		穀物・豆類(米国)	植物タンパク質(カナダ)
		アテュルミナラルウォーター(スイス)	ココア製品・チョコレート(スイス)
		地域調整部会	
		アフリカ(カメルーン)	ラテンアメリカ・カリブ海(コスタリカ)
		アジア(日本)	北米・南西太平洋(パプアニューギニア)
		欧州(オランダ)	近東(レバノン)

Codex Membership 2013

- Current membership of the CAC: 185 countries from all over the world, plus the European Union (Member Organization).
- Codex has evolved from an organisation largely comprising developed countries to a truly global organization with a majority of Members from developing countries.

2013年のコーデックス加盟国

- 現在のコーデックス委員会加盟国：世界の185か国、および（加盟機構として）欧州連合
- コーデックスは、先進国を中心とした機関から、多くの途上国の加盟国を加えた真にグローバルな機関として進化してきた。

Codex Observers in 2013

- 220 organisations are accredited as observers: 50 international inter-governmental organisations, 154 non-governmental organisations and 16 UN agencies.
- Observers include: OIE, WTO, ISO, IAEA, food industry and trade organisations, consumer organisations and professional organisations, e.g. IFT and IUFOST
- 41 international governmental and non-governmental organisations, including UN agencies at CAC in 2013.
- Observers can take part in the discussions in Codex Committees and Task Forces and the CAC (decision shaping), but do not have a vote (decision making).

29

2013年のコーデックスでのオブザーバー

- 220の機関が、オブザーバーとして認定されている。50の国際的な政府間機関、154の非政府組織、そして16の国連機関があります。
- オブザーバーの中には、OIE、WTO、ISO、IAEA、食品産業および貿易の機関、消費者機関、IFTやIUFOSTなどの専門機関が含まれている。
- 2013年のCACでは、国連機関を含む41の国際政府間および非政府組織が参加した。
- オブザーバーは、コーデックスの各部会、特別部会、委員会での議論に参加すること(意思形成)はできるが、投票すること(意思決定)はできない。

30

Codex Trust Fund

- The Codex Trust Fund was established in 2003 with the aim of promoting the active participation of developing countries in Codex activities.
- Japan has made substantial contributions to the Fund (810 000 USD by the end of 2012).
- Fund provides financial support to developing countries to enable them to participate actively in Codex meetings.
- It also aims to promote the provision of more Codex-relevant data from developing countries.

31

コーデックス トラストファンド

- コーデックストラストファンドは、コーデックスでの途上国の積極的な参加を促すという目的のもと、2003年に設立された。
- 日本は当ファンドに対して、大きな貢献を行ってきた(2012年末までに810,000米ドル)
- 当ファンドは、途上国に対して財政的な援助を行い、コーデックスでの会合への参加を促している。
- これにより、途上国からのコーデックス関連のデータ量を拡大することも目指されている。

32